

近年明らかになった使途秘匿金の例

発覚時期	主な使途秘匿金の事例	支出額
2014年3月	政府開発援助(O DA)事業を受注する鉄道関連のコンサルタント企業「日本交通技術」がベトナム政府関係者へのリベートなどに支出	約1億円
12月	昭和電工グループの化学品商社「昭光通商」が取引先への業務委託費として計上した経費が第三者への資金提供と判明	2億数千万円
15年4月	医療法人「徳洲会」グループの関連企業が支出。衆院選の地元対策費などに充てた疑い	約1億8千万円
8月	戸田建設が民間病院の建設工事を巡り、地元対策費などに支出	約5500万円

使途秘匿金 1054法人 60億円

13事務年度 制裁課税は24億円

2014年6月までの1年間に企業が支出先を明らかにしない「使途秘匿金」として国税当局に申告した資金の総額が60億円で、24億円の制裁課税を受けていたことが10日、分かった。使途秘匿金を支出した企業は1054法人。業種別では建設業の課税額が最も多かった。専門家は「使途秘匿金の支出先の追跡は難しく、脱税や贈収賄など不正の温床になりかねない」と指摘している。

不正生む恐れ



日本経済新聞が国税当局に情報公開請求し、入手した資料を分析した。資料によると、201

3事務年度(13年7月～14年6月)に使途秘匿金を申告した1054法人のうち、資本金1億円を超過する大企業は186法人だった。大企業の支出額は30億円で、12億円が課税された。

業種別の課税額は建設業(11億円)が最も多く、卸売業(3億円)とサービス業(3億円)が続いた。製造業(2億円)と

1993年に摘発された故金丸信・元自民党副総裁の脱税事件やゼネコン汚職を機に、企業の秘匿金が政治家へのヤミ献金などの政界工作に使われているとの批判が高まり、租税特別措置法の改正で94年に導入された。

▼使途秘匿金 法人からの金銭支出や資産の引き渡しのうち、支出先の名称や所在地などを帳簿に記載していないもの。通常の法人税などに加え、支出額の40%が制裁課税される。赤字法人にも課される。

建設が東京国税局の税務調査を受け、13年3月期に支出した約5500万円を使途秘匿金として税務申告し、約2200万円の制裁課税を受けていたことが取材で発覚した。

てたとみられ、一部が地元議員(当時)に渡った可能性があるという。使途秘匿金について、制裁課税が違法支出の歯止めになっていると評価する意見がある一方、税率の引き上げや制度の見直しを求める声も多

龍谷大法學部の今川嘉文教授(商法)は「多額の税負担は株主に不利益となる可能性がある。必要悪として商取引に介

在させる日本の慣習は国際社会では通用しない。国税当局による企業名公表など制度の見直しが必要だ」と指摘する。